

連結修正仕訳チェック

(株)フィエルテ
公認会計士 國見 琢/長田 知興

2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から、企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「収益認識会計基準」という)および企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、「収益認識適用指針」という。また、「収益認識会計基準」と「収益認識適用指針」をあわせて「収益認識基準」という)の原則適用が開始される。

すでに多くの会社で収益認識基準の単体仕訳への影響については検討が済んでいるものと思われる。その一方で、連結修正仕訳への影響については検討が後手に回っているケースや深く検討がなされていないケースもあるように見受けられる。

本稿では、収益認識基準の連結修正仕訳への影響について、設例を用いて検討する。

なお、文中の意見にわたる部分は、筆者らの私見であることをお断りしておく。

対処方法

収益認識基準の適用前においても、売手と買手の会計処理が必ずしも対称的であったわけではない。たとえば、売手が出荷基準で収益を認識する一方、買手が検収基準で仕入を認識する場合で、売手の出荷後・買手の検収前に決算を迎えるようなケースがそれである。このようなケースの対処方法としては、未達取引の調整として買手の会計処理を売手の会計処理と対称的なものに修正するための連結修正仕訳を起票し、そのうえで連結会社間内部取引の消去を行うことにより重要な差異が発生しないようにするというのが一般的である。

収益認識基準の適用により新たに発生する差異についても、未達取引の調整と同様に対処することが考えられる。しかしながら、収益認識基準の適用により新たに発生する差異は未達取引による差異とは必ずしも同質ではないことから、未達取引の調整と同様の方法により起票される連結修正仕訳については、その内容

が理解しがたく直観に反するようなものとなってしまうことも想定される。そのため、これとは逆に、売手の会計処理を連結修正仕訳により収益認識基準の適用以前の状態に戻すことで買手の会計処理と対称的なものとなるように修正し、そのうえで連結会社間内部取引の消去を行うという対処方法も考えられる。このほか、売手と買手の会計処理の対称性を欠いたまま連結会社間内部取引の消去を行い、その結果発生した差異について、事後的に連結修正仕訳で対処するという方法も考えられる。

本稿では、基本的に未達取引の調整と同様に買手の会計処理を売手の会計処理と対称的なものとなるように修正する方法を採用しているが、他の方法を採用しても基本的に結果は同様となるはずである。ただし、税効果や非支配株主持分への按分まで考慮すると、状況次第では採用する方法により結果が異なることもあり得る。また、売手と買手が異なるセグメントに属している場合には、採用する方法により連結会計システムで自動作成されるセグメント情報への影響が異なり得るため、連結会計システムにおけるセグメント情報